

第九期 品川区介護保険事業計画 (いきいき計画21)

概要版

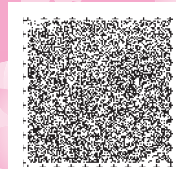
【2024(令和6)年度～2026(令和8)年度】

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| I. 第九期品川区介護保険事業計画の基本的な考え方 | 1 |
| II. 品川区の高齢者の状況 | 3 |
| III. 高齢者への支援体制 | 4 |
| IV. 第九期に推進する8つのプロジェクト | 6 |
| V. 各地区における在宅介護支援センターおよび主なサービス提供施設 | 13 |
| VI. 主な介護サービス供給量の見込みと保険料 | 15 |



音声コードについて
この計画書の誌面には、目の不自由な方のための音声コード
(Uni-Voice)を印刷しています。音声コードはスマートフォン等
を利用することにより、記載内容を音声で聞くことができます。

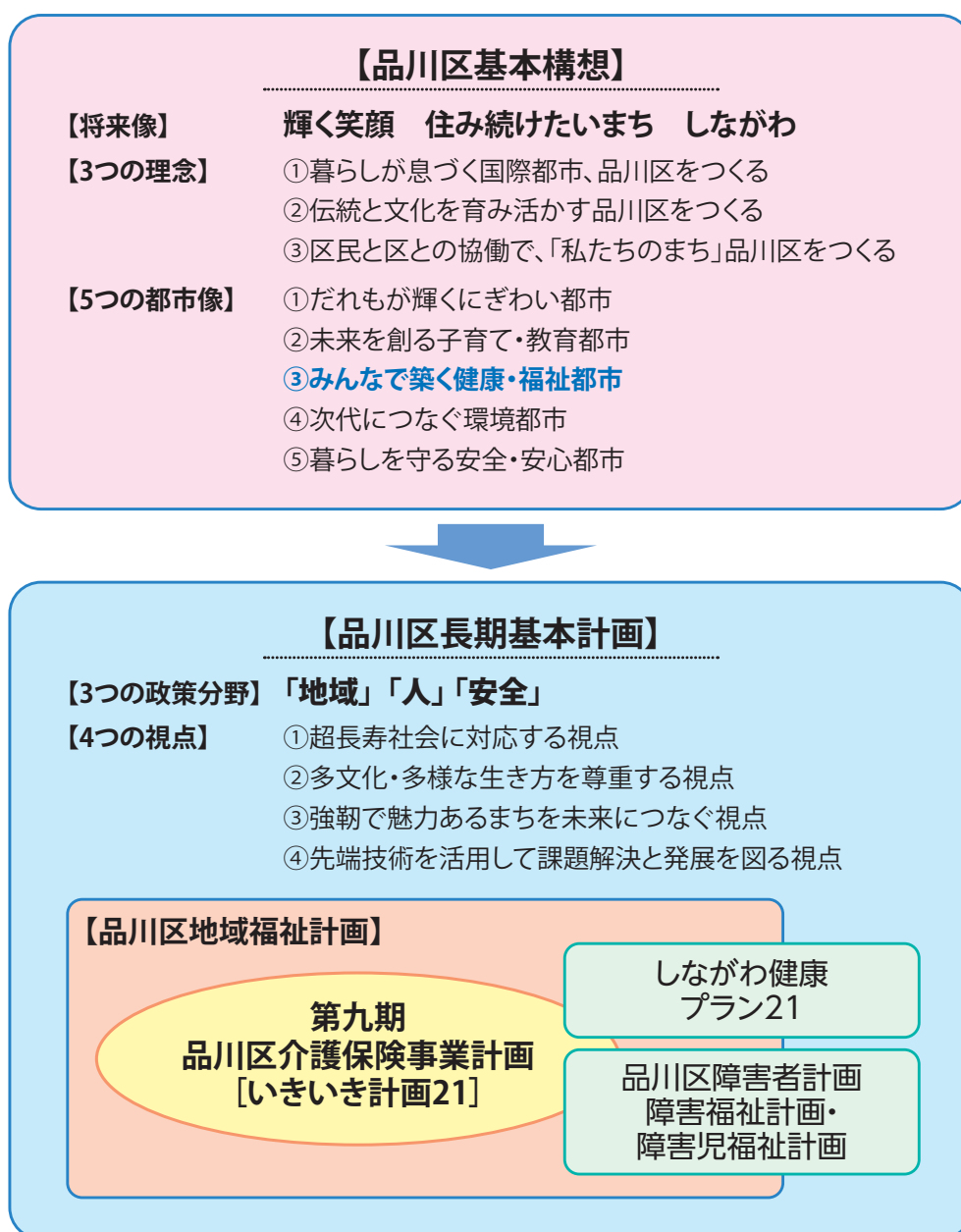


I. 第九期品川区介護保険事業計画の基本的な考え方

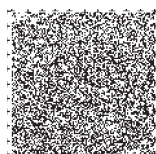
I-1. 第九期品川区介護保険事業計画策定にあたって

第九期品川区介護保険事業計画の策定にあたっては、品川区基本構想「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」のさらなる実現に向け、2020（令和2）年4月に改定した品川区長期基本計画における「地域」「人」「安全」の3つの政策分野から未来につなぐ4つの視点のもと、検討を進めました。

また、本計画は、これまでの計画と同様に高齢者保健福祉計画を包含した計画とするとともに、品川区基本構想・長期基本計画のほか、地域福祉計画やしながわ健康プラン21、障害福祉計画など関連する計画との整合性を図り、「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」を目指したものとします。



(介護保険事業計画は老人福祉法に定める老人福祉計画を含む)



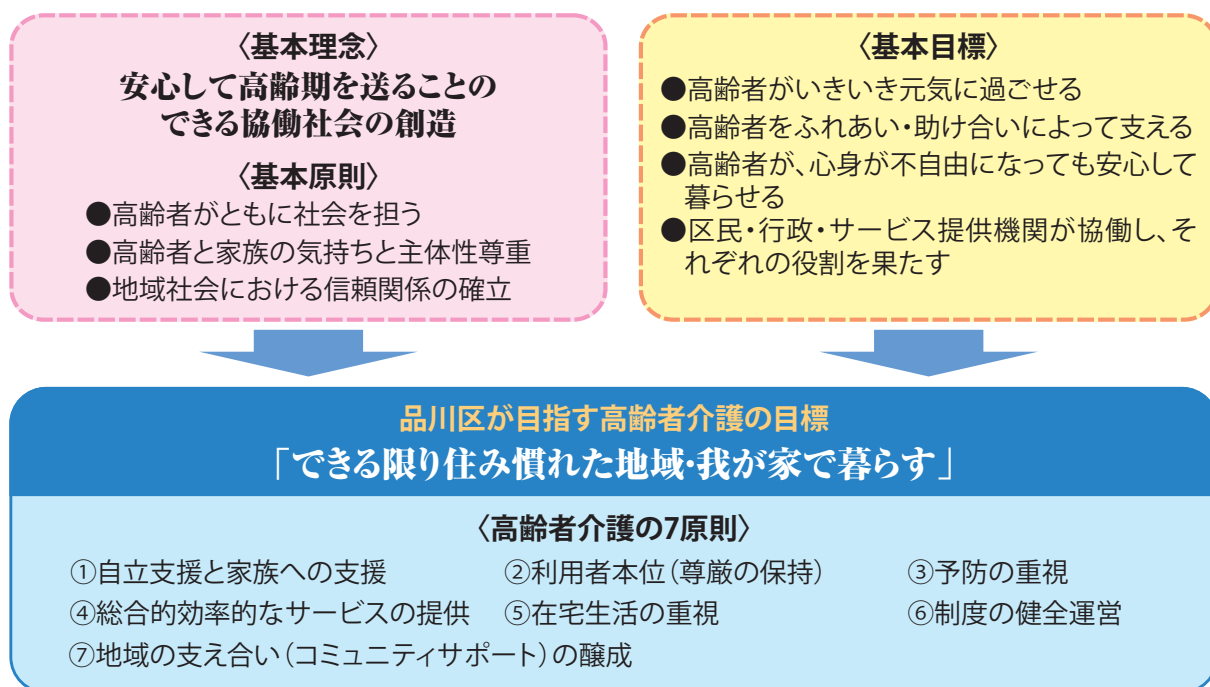
I-2. 計画の理念と高齢者介護の目標

品川区では「できる限り住み慣れた地域・我が家で暮らす」を高齢者介護の目指すべきあり方として定めています。

高齢者と家族が、介護保険サービス等の公的サービスと住民の互助活動、民間サービスを活用しながら、心

身が不自由になっても、できる限り住み慣れた地域・我が家で生活ができ、在宅生活の継続が困難になった場合には、施設への入所の見通しが立てられるようにしていきます。

【計画の基本理念・基本原則・基本目標】



I-3. 第九期の計画期間と重点課題

(1) 第九期の計画期間

2024(令和6)年度から

2026(令和8)年度までの3年間

これまでの実績や、計画期間内に団塊の世代が75歳以上となることを踏まえ、今後3年間に取り組む課題と、その解決に向けた施策や介護基盤整備の方針、介護サービス事業量の見込みと第1号被保険者の保険料について定めます。

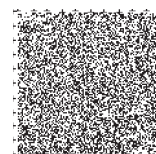
さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年度を見据えて計画を作成しました。

(2) 第九期の重点課題

地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現

品川区は公平・公正な事業運営に努めるとともに、医療・介護・介護予防・住まいおよび生活支援の基盤整備と、区民・関係機関の連携による支え合いのしくみづくり「地域包括ケア」を充実させていきます。

この「地域包括ケア」のさらなる推進により、区民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、区民一人ひとりが生きがいを感じ、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していきます。



II. 品川区の高齢者の状況

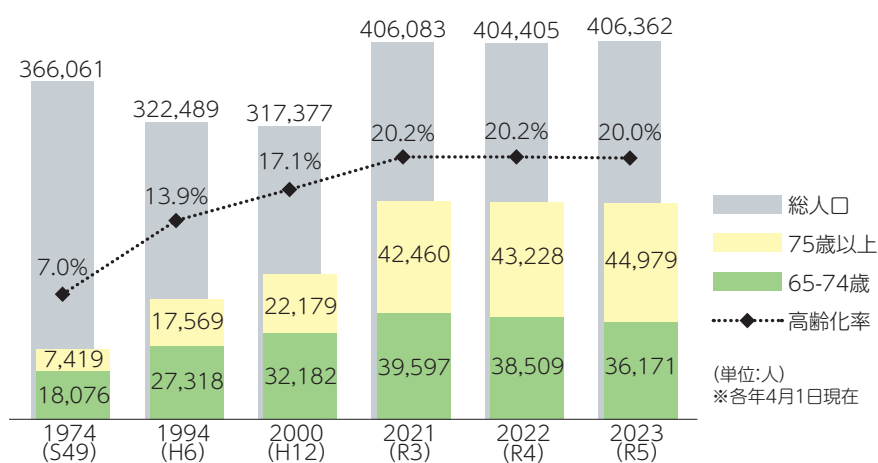
II-1. 品川区における高齢者の現状

2019(令和元)年12月末から2020(令和2)年1月に新型コロナウイルス感染症が発生し、長引く感染症の流行により、働き方や生活スタイルに変化がみられました。これに伴い、長年、続いてきた東京都への転入が一転して、2020(令和2)年5月には東京から人が流出する事態が生じました。

品川区においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、総人口が2022(令和4)年度は前年度から減少しましたが、2023(令和5)年度には再び増加しています。

す。直近3年間の高齢化率は約20%台で推移していますが、2018(平成30)年以降、75歳以上の高齢者数が65歳から74歳の高齢者数を上回っています。

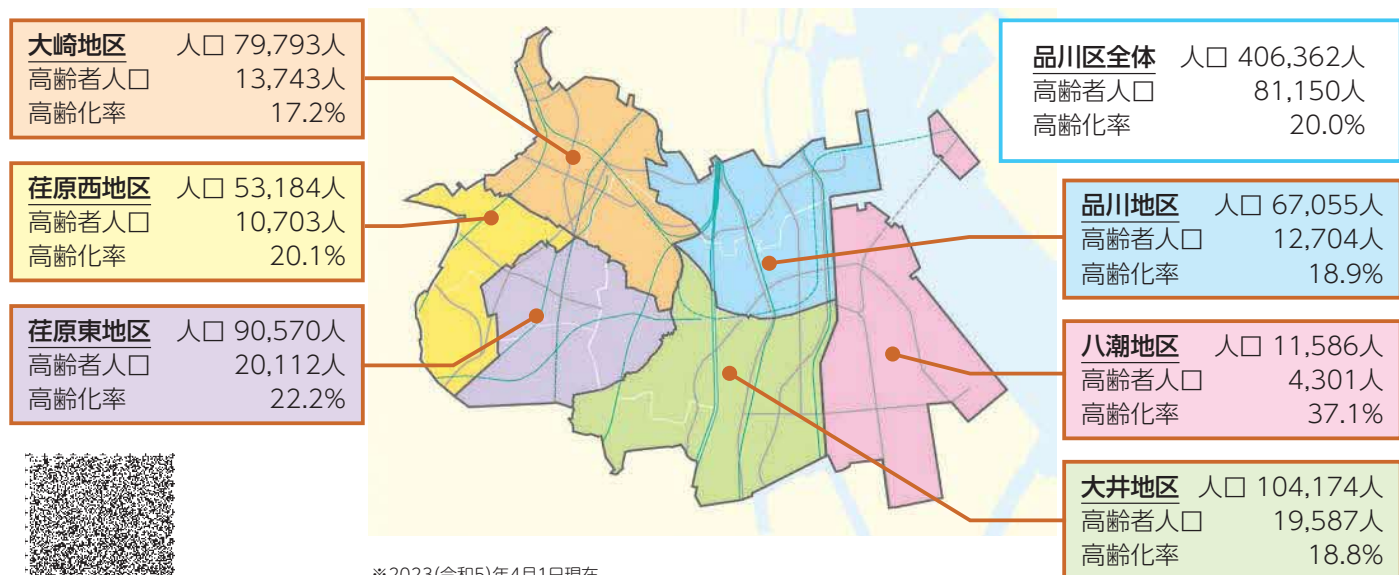
国の将来人口推計における65歳以上人口は、2043年が増加のピークと推計されており、現時点では区も同様の経過と推測しています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、75歳以上の高齢者の割合の上昇が見込まれています。



II-2. 地区別の高齢者人口と高齢化率

高齢化の状況を地区別に見ると、荏原西地区は平均の高齢化率(20%)で、それを下回る地区は、品川・大井・大崎地区の3地区、上回る地区は、荏原東・八潮地区の2地区となっています。

特に八潮地区は37%と突出しており、大規模団地が造成された時期に入居した方を中心に高齢化が進んでいます。



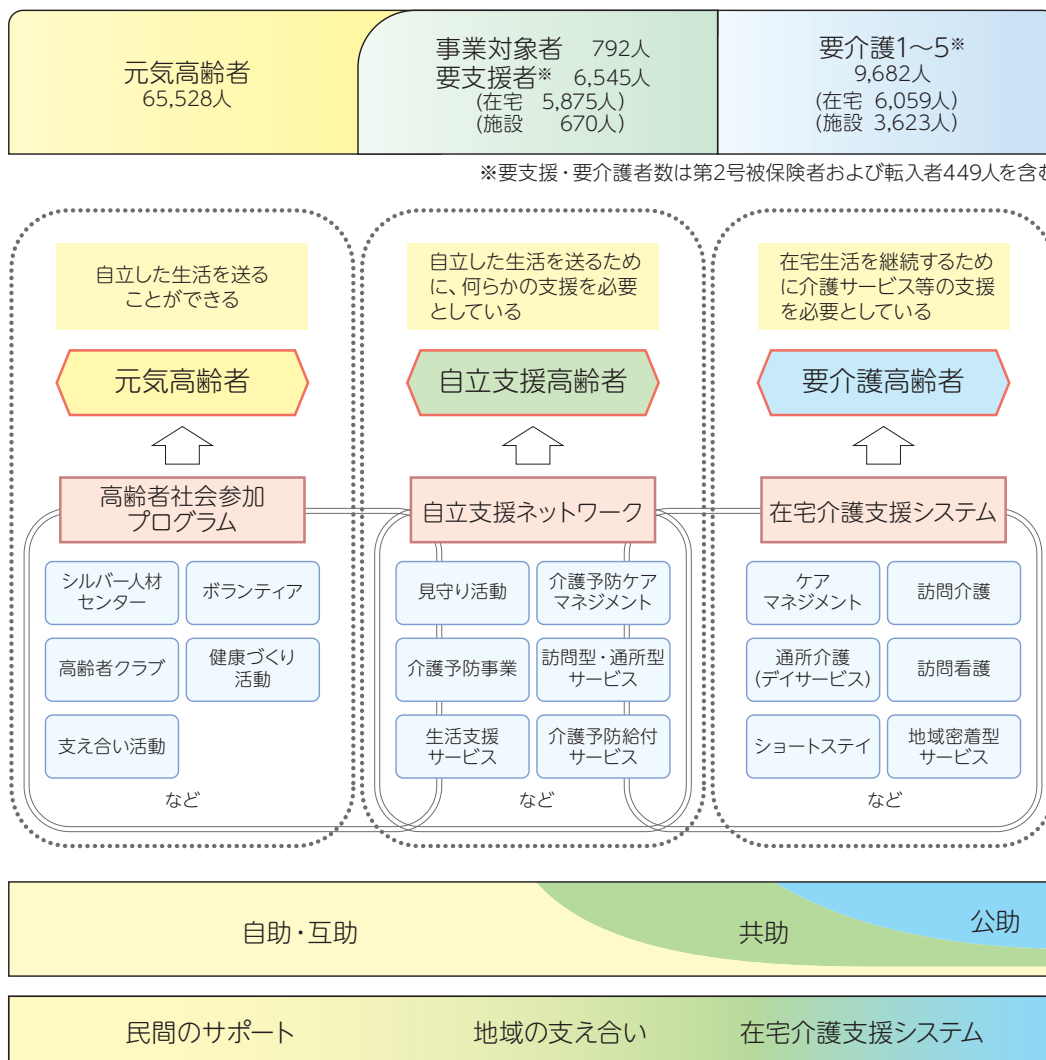
Ⅲ. 高齢者への支援体制

Ⅲ-1. 高齢者を支える3つのしくみ

一口に高齢者といっても、幅広い世代が含まれ、心身状況、世帯や生活の状況、価値観などは多様です。こうした状況を踏まえ、品川区では高齢者の心身状況に応じて「元気高齢者」「自立支援高齢者」「要介護高齢者」の3つの類型を設定し、それぞれ「高齢者社会参加プログラム」「自立支援ネットワーク」「在宅介護支援システム」の3つの支援のしくみを構築しています。

また、個々の事例においては、3つの類型に対応した相談・ケアマネジメント体制を整備することにより、ニーズに応じたきめ細かな支援やサービスの調整、提供を行っています。支援やサービスには様々なものがありますが、第九期においては、従来から推進してきた“地域の様々な相互支援活動”、区民・関係機関・区の協働や連携による“地域で支えるしくみづくり”を発展させ、“地域包括ケアシステム”をさらに推進していきます。

【高齢者を支える3つのしくみ】第1号被保険者数：82,098人（2023（令和5）年10月1日現在）



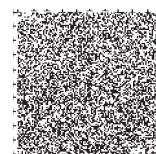
(注)

自助：自分のことを自分でする、自らの健康管理、市場サービスの購入

互助：住民組織の活動、ボランティア活動、生きがい就労

共助：介護保険等の社会保険制度およびサービス

公助：一般財源による高齢者福祉事業等、生活保護、人権擁護・虐待防止



Ⅲ. 高齢者への支援体制

Ⅲ-2. 高齢者を支える体制整備

品川区は、高齢者等が日常的な地域生活を送るエリアとして、地域センターと同一の13地区を「日常生活圏域」として設定し、様々な施策を展開しています。また、基盤整備の構想にあたっては、「基本圏域」または「日常生活圏域」を単位として計画しています。

区では、住み慣れた地域や我が家で安心して暮らし続けられるように、介護保険制度創設以前から在宅介護支援センターを段階的に設置し、自立支援高齢者・要支援高齢者・要介護高齢者とその家族に対する相談や適切なケアマネジメントによる支援体制を整備してきました。現在13地区に配置した20カ所の在宅介護支援センターおよび在宅介護支援センターを統括する区高齢者福祉課の「統括（基幹型）在宅介護支援センター」により支援体制の強化に努めています。

また、2017（平成29）年にはすべての地域センターに支え愛・ほっとステーションを設置し、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの配置により、在宅介護支援センターとともに身近な場所で切れ目のない総

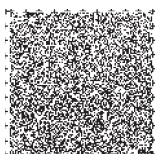
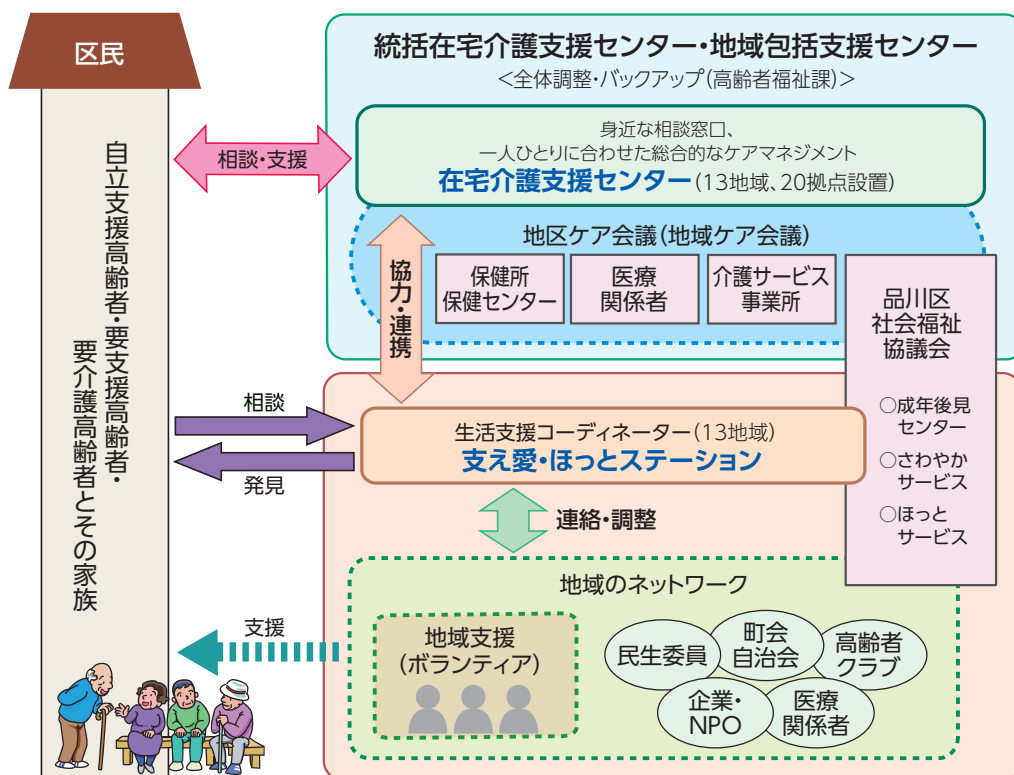
【6つの基本圏域と13の日常生活圏域】

| 基本圏域(6圏域) | 日常生活圏域(13地区) |
|-----------|----------------|
| 大崎地区 | 大崎第1 大崎第2 |
| 品川地区 | 品川第1 品川第2 |
| 荏原西地区 | 荏原第1 荏原第2 |
| 荏原東地区 | 荏原第3 荏原第4 荏原第5 |
| 大井・八潮地区 | 大井第1 八潮 |
| 大井西地区 | 大井第2 大井第3 |

合的な相談体制を構築してきました。

今後は、さらに地域住民の複雑化・複合化した相談を受け止める体制の強化とともに、利用者のニーズと支援者などの地域資源とのつなぎ等を通じて、既存の制度では対応が難しい様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築を進めていきます。

【在宅介護支援システムと支え愛・ほっとステーション】



IV. 第九期に推進する8つのプロジェクト

第九期における重点課題「地域包括ケアの充実による地域共生社会の実現」に向けて、対象や重点事業を8つのプロジェクトにまとめ、強化・推進していきます。各プロジェクト内の「■」項目は、具体的な施策の方向性や主な事業などを紹介しています。

プロジェクト1. 地域との協働によるネットワークと共生社会の実現

地域の相談窓口である在宅介護支援センター、支え愛・ほっとステーションを中心に、地域との協働による支え合いのネットワークを強化するとともに、既存の制度では対応できない課題の解決に向けた体制の検討を進め、共生社会の実現を目指します。

(1) 地域に根ざした支え合い活動の推進

品川区は、高齢者のワンストップの相談窓口として在宅介護支援センターを運営するとともに、身近な福祉相談の窓口としての支え愛・ほっとステーションの設置により、地域課題の把握、個別相談とその対応に努めてきました。第九期においては、課題の解決や適切な支援をさらに強化するため、地域の支え合いのしくみを充実させ、町会・自治会やNPOなど、関連機関との連携・強化を図り、区民同士の支え合い活動を推進していきます。

■支え合いのしくみの充実と推進

■生活支援体制整備事業の推進

■高齢者クラブ、ほっとサロンの利用促進

(2) 見守りのしくみの充実

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等が増加しているため、多様な高齢者の生活状況に合わせた見守りネットワークを構築しています。また、虐待等の早期対応を行うため、しながわ見守りホットラインにより情報提供等を受け付け、適切な対応を図ります。

このしくみにより、相談や助言・話し相手・関係機関への連絡など人を介した見守りを行うほか、必要な人には、センサー等を活用した24時間体制の救急代理通報システム等の利用も推進していきます。

■ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の見守りの充実

■虐待防止の取り組みの充実

(3) 成年後見制度の利用促進

認知症等により判断能力が低下した高齢者や知的障害者、精神障害者に対して、本人の権利や財産を守ることを目的とした成年後見制度があります。品川区は、様々な福祉の相談に応じる中で、成年後見制度による支援が適切と考えられる人に制度の周知と利用の促進を図るとともに、市民後見人の育成や関係団体との連携強化により、担い手の拡充に努めます。

■成年後見制度の積極的な周知

■相談支援体制の充実

■専門職や関係機関との連携強化

■担い手の育成・活動の促進

■後見人等支援機能の充実

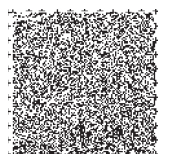
(4) 共生社会の実現に向けた体制の強化

在宅介護支援センターや支え愛・ほっとステーション等と連携し、①相談者本人や家族の相談を包括的に受け止める相談支援体制の整備、②本人のニーズと地域資源をつなぐ参加支援、③地域社会からの孤立を防ぎ多世代交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援など、本人に寄り添い、伴走型の支援体制の構築を進めます。

これら3つの機能を一体的に実施する重層的支援体制を構築し、共生社会の実現を目指します。

■重層的支援体制の構築

■孤独・孤立対策の推進



IV. 第九期に推進する8つのプロジェクト

プロジェクト2. 健康づくりと介護予防の推進

心身状況に応じた健康づくりの充実を図ることにより、健康寿命の延伸を目指します。また、介護予防サービスの利用促進により住み慣れた地域・我が家で自立して暮らせるよう自立支援の取り組みを支援します。

(1) 社会参加活動の推進

今後のさらなる高齢化の進展に向けて、高齢者の豊かな知識や経験を活かせるよう、社会参加活動として、高齢者のライフスタイルに合わせた就業的活動への支援や地域活動、ボランティア活動メニューの充実を図ります。

■就業機会の充実

■趣味や生涯学習を通じたボランティア活動の推進

■高齢者補聴器購入費助成事業の充実

■フレイル予防フェスタの開催

(2) 生涯を通じた健康づくり活動への支援

人生100年時代が到来し、長い高齢期をどのように充実させていくのかという関心が高まっています。いきいきと暮らすために、健康づくりを支援する事業の充実を図り、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを支援し、健康寿命の延伸を目指します。

■健康づくりを支援する事業の体系的な推進

■高齢者が抱える健康課題への対応

■地域での健康づくりの推進



わくわくクッキング

(3) 自立支援を目指した介護予防・日常生活支援総合事業の推進

住み慣れた家や地域でなるべく長く暮らし続けられるよう、本人の状態に対応した疾病予防・重症化予防を目指す保健事業と、生活機能の維持・改善を目指す介護予防事業を一体的に提供するしくみを強化し、自立支援・介護予防・重度化防止を推進します。

高齢者が集える通いの場や居場所を身近な場所に確保し、定期的な運動を取り入れることにより介護予防を推進するとともに、多様な活躍の場を支援することにより地域づくりを推進します。

■介護予防マネジメントの強化

■一般介護予防事業の充実

■区民の主体性に基づく自主的な活動の促進

(4) 要介護者(要支援者)等に対するリハビリテーションの推進

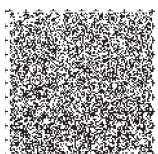
要介護者(要支援者)の状態が悪化しないよう、適切なケアマネジメントにより、介護保険サービスを利用してのリハビリテーションの取り組みの促進や、介護予防・日常生活支援総合事業の予防訪問事業・予防通所事業のサービス基盤を整備します。

また、持続可能なサービス提供基盤確保のため、引き続きボランティアやNPO法人等、様々な担い手による多様なサービスを検討・構築していきます。

■リハビリテーションの取り組みの促進

■訪問型サービスの充実

■通所型サービスの充実



プロジェクト3. 認知症の人とともに生きる総合的な施策の推進

今後も認知症の人の増加が見込まれるため、認知症に関する正しい知識・認知症の人に関する正しい理解を普及啓発していくとともに、本人および家族の意思を大事にしながら認知症本人からの情報発信の支援も行うことにより、安心して生活できる地域づくりを目指します。

(1) 認知症の理解の推進・認知症本人からの発信支援

認知症は誰でもかかる可能性のある脳の病気から起きる認知機能が低下した状態であり、高齢化の進展にとともに今後も増加が見込まれています。国は、2023(令和5)年6月14日、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を制定しました。区においても、法の趣旨を踏まえ、認知症施策の充実に向けて総合的かつ計画的に推進していきます。

認知症の人やその家族が地域の中で尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けられるよう、認知症に関する正しい知識および認知症の人に関する正しい理解の普及を進め、誤解や偏見の解消に取り組んでいきます。また、認知症本人からの情報発信の支援も行い、認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指します。

■認知症ケアパスの充実、認知症講演会、認知症月間における「しながわ みんなで想う 橙(オレンジ)プロジェクト」等を通じた普及啓発イベントの実施

■認知症サポーターの養成および活動の推進

■本人ミーティング・家族ミーティングの開催

■ミーティングセンターの実施

(2) 認知症予防、早期発見・早期対応の推進

認知症予防に資する事業を実施し、また、認知症を早期に発見できるよう認知症検診を実施することで相談や診断につなげるなど、早期の適切な対応により、本人や家族が安心して住み慣れた地域で生活できるように施策を推進していきます。

■認知症予防事業の実施

■「もの忘れ検診」(認知症検診)の実施

■認知症初期集中支援事業の実施

(3) 認知症の人と家族の社会参加・仲間づくりの支援、異業種連携の充実

認知症の人と介護家族の社会参加や交流は、本人や家族の心身の負担軽減に有効と考えられます。そのため、身近な場所で気軽に利用できるように、認知症カフェの設置・運営を支援するほか、認知症になっても利用しやすい生活環境の整備を目的に、異業種・多職種との連携の充実を図ります。

■認知症カフェの設置・運営支援

■介護家族向けの介護者教室・家族勉強会

■若年性認知症の支援

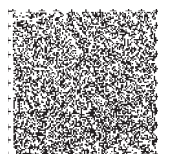
■異業種・多職種との連携の推進



オレンジフェスタ



認知症啓発キャラクター
「くるみちゃん」



IV. 第九期に推進する8つのプロジェクト

プロジェクト4. 介護保険サービス・その他のサービスの充実

認知症や障害、病気等により要介護度が中重度になっても、本人および家族の意思を尊重しながら、可能な限り住み慣れた地域・我が家で暮らし続けられるよう本人と家族の双方を支援します。

(1) ケアマネジメントの質の向上

在宅における要介護の中重度者や認知症高齢者の増加、障害者の高齢化等にもなう介護期間の長期化、高齢者のみ世帯の増加、ダブルケアなどにより、介護者の負担増が懸念されています。

本人および家族の意思を尊重し、両者の生活のリズムの違いや生活の質に配慮しつつ、自立に向けた支援や介護予防・重度化防止の視点に立った適切なケアマネジメントの実施により、できる限り在宅生活の継続を支援します。

- 本人および家族の意思を尊重したケアマネジメントの推進
- 地域密着型サービスの利用の促進

(2) 介護保険サービスの充実

在宅サービスについて、ケアマネジャーに対する研修等の充実により適切なケアマネジメントを行い、多様な介護保険サービスや保険外サービスの適切な利用を推進します。これにより、本人・介護者の要望やニーズの多様化にあわせた、効果的・効率的なサービス提供体制の充実に努めていきます。

- 地域密着型サービスの基盤整備
- 市町村特別給付の継続
- 介護保険サービスの見直し等による効果的・効率的なサービス提供体制の整備
- 介護給付費の適正化等の取り組みによる介護サービスの質の向上

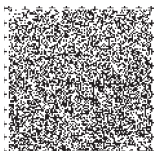
(3) 介護者支援の充実

介護者の生活状況は核家族化が進んでいることなどにより、多様化しています。高齢化と核家族化が進展している現在においては、老老介護、介護と仕事・子育てとのダブルケア、ヤングケアラー、介護を理由とした離職（介護離職）など困難な事例が増えています。介護者の視点を踏まえ、介護者交流の場の提供や、介護者の状況に十分留意した総合的なケアマネジメントを推進します。

- 介護者向けの教室や介護者同士の交流（ケアラー懇談会）の推進
- 介護と仕事・子育てとの両立支援、ヤングケアラーの支援、介護離職の実態把握



ケアマネジャーの基礎ケア研修



プロジェクト5. 医療と介護の連携推進

高齢になると医療と介護の両方を必要とする人が増加するため、本人および家族の意思を尊重しながら、医療職・介護職が連携して療養環境を整え、適切なケアを提供します。

(1) 在宅医療に関する普及・啓発等支援策の推進

医療と介護の連携を進めるうえで、医療職と介護職が互いの分野について知識を深めることにより、より質の高いサービス提供を目指します。また、区民に対して、在宅療養に関する情報を提供(パンフレットの配布)します。

さらに、区民や区内関係機関職員にeラーニングの活用などによりアドバンス・ケア・プランニング(ACP)の啓発を行います。

そのうえで、本人や家族の意思を尊重し、やがて訪れる最期を穏やかに迎えることができるよう、医療と介護が連携してエンド・オブ・ライフ・ケア※を支援します。

※最期までその人らしく生きることを支援するケア

- 区民への在宅医療や看取りに関する情報の周知・啓発
- 本人および家族の希望と意思決定を支えるアドバンス・ケア・プランニング(ACP)の普及と推進
- 医療職・介護職の在宅療養に関する研修の実施
- 看取りを行う介護者支援の充実
- ひとり暮らし高齢者等の看取りの支援

(2) 医療と介護の連携体制の強化

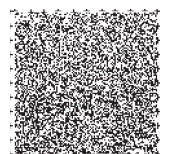
認知症施策や地域ケア体制の推進などにより、多職種連携の顔の見える関係づくりに取り組んできました。しかし、国の推計等では、医療機関から介護施設や他の医療機関へ転院する患者数のさらなる増加が指摘されています。転院先である施設資源には限りがある一方、在宅での療養が必要な高齢者の増加が見込まれることから、医療と介護の連携による支援体制の一層の強化が求められます。

これまでの多職種連携による関係づくりを基盤として、地域包括ケアシステムにおける地域ケア会議や研修の充実を図ります。

- 地域ケア体制の推進
- 医療と介護の情報連携の推進
- 入院退院支援の強化
- 認知症施策を通じた医療・介護連携の推進

【品川区における「地域ケア会議」体制】

| 調整組織 | メンバー構成 | 役割/担当事項 |
|------------|---|---|
| 地域ケアブロック会議 | 区、在宅介護支援センター、区内医師会等医療機関、訪問看護ステーション | サービス供給の基本的枠組みの設定 ・医療との連携のしくみづくり ・地域との連携 |
| 支援センター管理者会 | 区、在宅介護支援センター | ・地区ケア会議間の連絡調整 ・地区間のサービス水準の調整 ・支援センター等の指導 |
| 地区ケア会議 | 区、在宅介護支援センター 居宅介護支援事業所 介護サービス事業所等 医療関係機関 など | ・個別課題の解決 ・地区包括支援ネットワーク構築 ・地域課題の発見・把握 ・地域づくり・資源開発 |



IV. 第九期に推進する8つのプロジェクト

プロジェクト6. 入所・入居系施設の整備とサービスの質の向上

住み慣れた地域・我が家での生活が継続できるよう、地域密着型サービス基盤や、在宅での生活が難しくなったときのセーフティネットとしての多様な入所・入居系施設の整備を、今後のニーズを踏まえながら検討していきます。また、施設の自主的なサービスの質の向上への取り組みを支援します。

(1) 地域密着型サービスの整備

地域での生活を支える認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所については、運営状況や整備の効果を見極めながら、計画的な地域密着型サービスの整備を進めていきます。

特に認知症高齢者グループホームは、既存施設において計画期間内で定員増を計画していますが、さらに一定量(100人程度)の整備を目標とし、積極的に進めていきます。

■ 需要を考慮した地域密着型サービスの整備

(2) 介護保険施設の整備

セーフティネットとしての特別養護老人ホームについては、今後のサービス量を適切に見込み、公有地の活用も含め整備を検討していきます。なお、第九期は特別養護老人ホームの新規開設および増改築による2カ所の整備を予定しています。

■ 需要を考慮した介護保険施設の整備

(3) サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等(特定施設)の整備

ひとり暮らし高齢者が増加していることから、介護が必要になっても住み続けられる「サービス付き高齢者向け住宅」の整備を促進します。また、有料老人ホーム(特定施設)は、東京都と情報共有を行い、引き続き質と量の両面から適切な誘導を図ります。

■ 質と量を考慮した多様な高齢者の住まいの整備

(4) 施設サービス向上の取り組み

品川区は、セーフティネットとして計画的に区内の施設整備を進めた結果、入所者・入居者数は年々増加しています。入所・入居施設は一度入ると転居が難しいため、区は、施設による自主的なサービス向上の取り組みにより質の高いケアが提供されることを重視しており、2003(平成15)年度から介護施設の自主的な取り組みである「品川区施設サービス向上研究会」を継続的に支援してきました。

2013(平成25)年度に開始した要介護度改善ケア奨励事業は、特別養護老人ホーム・老人保健施設に加え、有料老人ホーム等も参加しています。引き続きサービスの向上に取り組んでいきます。

■ 施設のサービス向上への取り組みの継続支援

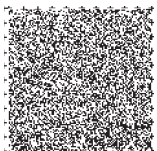
(5) 居住支援事業の取り組み

品川区は、住宅の確保に配慮を要する住宅確保要配慮者(高齢者・ひとり親世帯・障害者・低所得者)の方に対する住まいの確保を支援するため、2021(令和3)年11月から、住宅確保要配慮者入居促進事業を開始しました。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づき、品川区居住支援協議会を設置しています。居住支援協議会とは、住宅確保要配慮者に対し、民間賃貸住宅を活用した効果的な居住支援の推進を図るために設置された機関です。

■ 入居促進事業の実施

■ 居住支援協議会の開催



プロジェクト7. 介護・福祉職員の確保・育成と介護現場の生産性向上

介護サービス等を安定的に供給するため、多様な介護・福祉職員の確保・育成の方策を検討・実施するとともに、施設・事業所における業務の効率化への取り組みを支援します。

(1) 多様な介護・福祉職員の確保・育成

区では品川区社会福祉協議会と協働して品川介護福祉専門学校を設置し、介護職員の確保に努めるとともに、現任者への研修場所として育成にも取り組み、近年は外国人の採用に向けた支援も行っています。

今後も引き続き、介護保険施設・事業所に対して、介護・福祉職員の確保のための多様な支援策を行っていきます。また品川介護福祉専門学校には、入学生確保の支援に加えて、介護や医療などの専門的な知識やノウハウを提供する事業など研修センターとしての機能強化を図っていきます。

■多様な看護・介護などの福祉職員の確保・育成

■介護職の離職防止および定着支援

(2) 地域福祉の担い手の確保・育成

介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護に関わる職員のみならず、多様な担い手の確保が重要で

す。また介護予防の観点から、地域住民や高齢者自身の経験を活かして主体的・積極的に地域活動に参加することが求められています。そこで、区内で行われている様々な地域活動を生かし、区民の地域活動への参画を推進していきます。

■地域福祉の担い手の育成と支援

■支え合い活動の普及啓発と参加の促進

(3) 業務の効率化、質の向上の推進

介護事業における生産性の向上に向け、サービスの持続的な体制確保が必要になっています。介護保険施設・事業所からの区(保険者)に対する各種届出等の事務手続きの簡素化を進めつつ、ICT、センサー等の活用による介護保険施設・事業所の業務の効率化と質の向上に資する支援の充実に努めていきます。

■事務手続きの簡素化

■ICT、センサー等の導入助成

プロジェクト8. 非常時(感染症・災害)への対応・対策

予測できない感染症や災害等の発生時に適切に対応するため、発生時における具体的な対応策の検討を進めるほか、感染症対策への備えや災害備蓄品の確保などを進めていきます。

(1) 感染症対策への備え

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染症が流行した場合には、迅速かつ適切な対応がとれるよう日頃から予防対策の普及啓発を図るとともに、介護事業者間や医療機関との連携強化に努めていきます。

■感染症予防対策の普及・啓発

■介護事業者への感染症予防対策への支援

■感染症対策のための事業継続計画(BCP)に関する事業者への支援

(2) 災害時(地震・風水害)の体制整備

これまでの災害経験を踏まえ、地震のほか風水害対策も視野に入れ、特に避難行動要支援者として個別対応が必要な高齢者等への適切な対応が求められています。

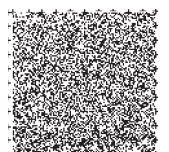
引き続き、品川区避難支援個別計画書の作成を通して現状把握や緊急時における支援関係者等の役割分担を明確にしておくなど対応強化に努め、不測の事態に備えていきます。また、福祉避難所施設の運営事業者との連携を強化し、適切な避難所運営のあり方等の検討、整備を進めます。

■避難行動要支援者名簿の作成・提供

■品川区避難支援個別計画書の作成

■福祉避難所の物資備蓄

■災害対策のための事業継続計画(BCP)に関する事業者への支援



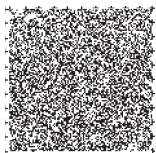
V. 各地区における在宅介護支援センターおよび主なサービス提供施設

| | | | | | | |
|-----------------|------|------|------|------|---------|----|
| 日常生活圏域を集約する基本圏域 | 品川地区 | | 大崎地区 | | 大井・八潮地区 | |
| 日常生活圏域 | 品川第1 | 品川第2 | 大崎第1 | 大崎第2 | 大井第1 | 八潮 |

支え愛・ほっとステーション(日常生活圏域と同じ13地区の地域センターに設置)

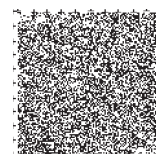
| 在宅介護支援センター [20カ所] | 台場 | 東品川 東品川第2 | 上大崎 西五反田 | 大崎 | 南大井 南大井第2 | 八潮 |
|--|--|---------------------------------------|---|--|-------------------------|-------------------------------------|
| 認知症対応型 通所介護 [12カ所、144名] | | 東品川SC 12 | 西五反田SC 8 | 大崎SC 12 | 月見橋の家 24 | ミモザ品川八潮 12 |
| 認知症高齢者 グループホーム [14カ所、252名] ※整備後15カ所、288名 | | | carna五反田 27 GH東五反田 18 | | GH東大井 9 | GH八潮南 27(18+9) ミモザ品川八潮 9 |
| 小規模多機能型居宅介護 [10カ所、264名] ※人数は登録定員数 | おもてなし 29 | | carna五反田 29 東五反田倶楽部 25 | | 東大井倶楽部 25 大井林町倶楽部 25 | けめともの家 品川八潮 29 |
| ※整備後 29名増 看護小規模型居宅介護 [2カ所、58名] ※人数は登録定員数 | | | | | | |
| 特別養護 老人ホーム [12カ所、973名] ※整備後14ヶ所、1,200~1,220名 (※は地域密着型) | グランアーク みづほ 81 | 晴楓 80 | 上大崎 102 | | 東大井三丁目 都有地活用 105(予定) | かえで荘 80 八潮南増改築 141(89+52)(予定) |
| 介護老人保健施設 [2カ所、200名] | ソピア御殿山 100 | | | | ケアセンター 南大井 100 | |
| 介護医療院 [1カ所、252名] | | | | | | |
| 有料老人ホーム等 (特定施設) [17カ所、1,032名] | サニーライフ 北品川 66 チャームプレミア グラン御殿山 36 チャームプレミア グラン御殿山式番館 63 チャームプレミア 御殿山参番館 60 | ボンセジュール 東品川 49 ニチイホーム 南品川 66 | グッドタイム 不動前 67 チャームプレミア グラン池田山 32 | ファミリア ガーデン品川 29 ニチイホーム 不動前 91 アズハイム 品川 99 | ニチイホーム 南大井 81 | |
| ケアハウス(特定施設) [2カ所、110戸] (※は地域密着型) | | | ケアホーム 西五反田 81 | | ※ケアホーム 東大井 29 | |
| 軽費老人ホーム (A型)ケアハウス [3カ所、129戸] | | 東海ホーム 50 | さくらハイツ 西五反田 43 | | さくらハイツ 南大井 36 | |
| サービス付き 高齢者向け住宅 [5カ所、179戸] | | | carna五反田 21 | | 大井林町 高齢者住宅 90 | |
| 高齢者住宅 [10カ所、219戸] | | 東品川わかさ荘 50 パレスガル 53 | | | | 八潮わかさ荘 40 |

※「ケアホーム西五反田」「ケアホーム東大井」は特定施設の指定を受けた軽費老人ホーム(ケアハウス)です。
 ※「さくらハイツ西五反田」と「ケアホーム西五反田」は一体の施設として軽費老人ホームと特定施設の届出をしています。
 ※「ケアホーム西大井」「ウエルナ旗の台」は特定施設の指定を受けたサービス付き高齢者向け住宅です。



| 大井西地区 | | 荇原西地区 | | 荇原東地区 | | |
|-------------|---|-------------------------------------|----------------------|------------------|------------------------------------|--------------------------|
| 大井第2 | 大井第3 | 荇原第1 | 荇原第2 | 荇原第3 | 荇原第4 | 荇原第5 |
| 大井 大井第2 | 西大井 | 荇原 小山台 | 小山 | 成幸 | 中延 大原 | 戸越台 杜松 |
| 大井SC 12 | | 荇原SC 10 | 小山の家 10 | 成幸SC 10 | 中延SC 12 くおりあ湯～亀 12 | 戸越台SC 10 |
| | ロイヤル西大井 18 GH大井 9 花物語しながわ 18 | アースサポートGH武蔵小山 27 小山台住宅等跡地複合施設 27 | GH小山 9 きらら品川荇原 27 | | ロイヤル中延 27 | GHソラストふたば 18 GH杜松 18 |
| | 花織しながわ 29 | 小山台住宅等跡地複合施設 29 | 小山倶楽部 20 | | ぷらりす湯～亀 24 ぷらりす湯～亀SUN 29 | |
| | けめともの家 カンタキ西大井 29 | | | | | 杜松倶楽部 29 |
| | ロイヤルサニー 60 | 荇原 120 小山台住宅等跡地複合施設 70～90(予定) | | 成幸 80 平塚橋 100 | 中延 80 | 戸越台 72 ※杜松 29 |
| | | 康済会 介護医療院 252 | | | | |
| | まどか西大井 60 アライブ品川大井 58 ケアホーム西大井(特定) 48 | | ウエルナ旗の台(特定) 67 | | | グランド大井町 60 |
| | | | | | | |
| | そんぼの家S西大井 48 | | ケアホスピタル西小山 5 | | コムニカ 15 | |
| 大井倉田わかくさ荘 8 | グレースマンション 12 | | | | メゾン夢秋 14 バンブーガーデン 13 オーク中延 8 | カガミハイツ 11 アツミマンション 10 |

(注) 施設名の下の数字は各施設の定員数。
また、サービス・施設名の下の(○ヶ所、○名)は開設予定を含む。
□は新規整備計画(定員は予定)



Ⅵ. 主な介護サービス供給量の見込みと保険料

Ⅵ-1. 第1号・第2号被保険者数と要介護認定者数の推移と見込み

第1号・第2号被保険者数および認定者数は、これまでの実績を踏まえ、第九期および2030(令和12)年度、2040(令和22)年度については下表のとおり推計して

います。なお、2026(令和8)年度までは特に75歳以上の高齢者の増加が見込まれ、それに合わせて認定率についても上昇が見込まれます。

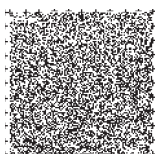
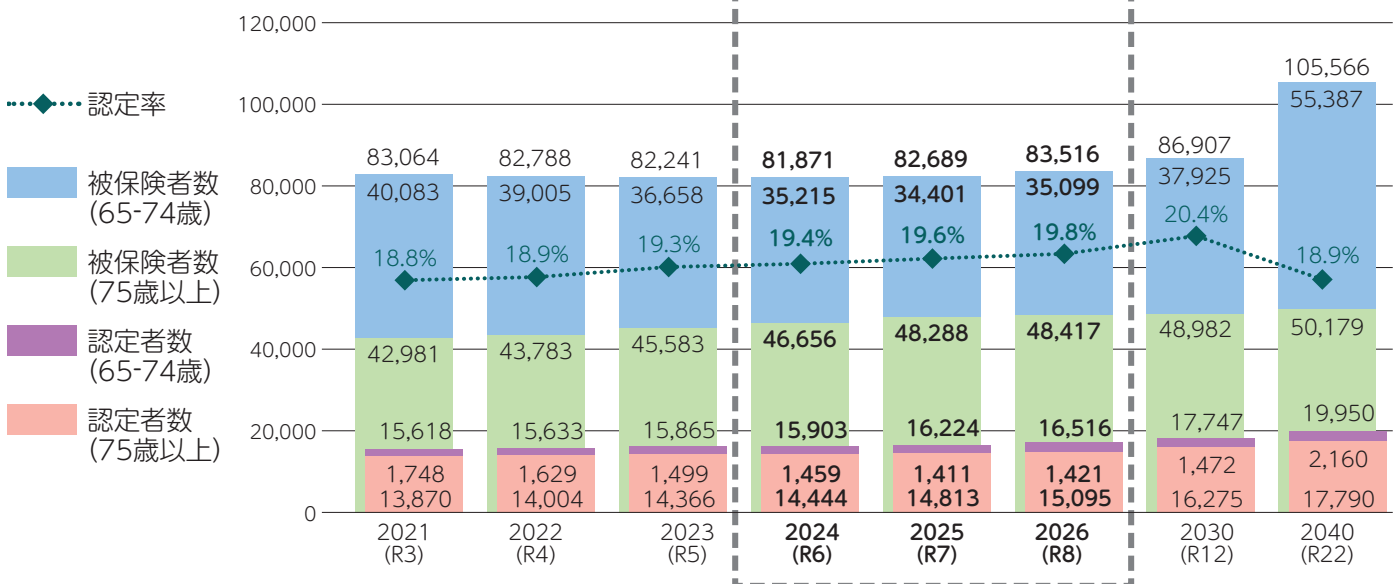
■品川区の第1号・第2号被保険者数、認定者数、認定率の推移と推計

(単位:人)

| | 第八期 | | | 第九期 | | | 第十一期 | 第十四期 |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) | 2026(R8) | 2030(R12) | 2040(R22) |
| 第1号被保険者 | 83,064 | 82,788 | 82,241 | 81,871 | 82,689 | 83,516 | 86,907 | 105,566 |
| 65～74歳 | 40,083 | 39,005 | 36,658 | 35,215 | 34,401 | 35,099 | 37,925 | 55,387 |
| 75歳以上 | 42,981 | 43,783 | 45,583 | 46,656 | 48,288 | 48,417 | 48,982 | 50,179 |
| 第1号要介護認定者 (認定率) | 15,618 (18.8%) | 15,633 (18.9%) | 15,865 (19.3%) | 15,903 (19.4%) | 16,224 (19.6%) | 16,516 (19.8%) | 17,747 (20.4%) | 19,950 (18.9%) |
| 65～74歳 | 1,748 | 1,629 | 1,499 | 1,459 | 1,411 | 1,421 | 1,472 | 2,160 |
| 75歳以上 | 13,870 | 14,004 | 14,366 | 14,444 | 14,813 | 15,095 | 16,275 | 17,790 |
| 第2号被保険者 | 142,448 | 143,812 | 145,599 | 158,660 | 161,125 | 161,978 | 165,392 | 157,069 |
| 第2号要介護認定者 (認定率) | 380 (0.27%) | 354 (0.25%) | 388 (0.27%) | 381 (0.24%) | 390 (0.24%) | 396 (0.24%) | 399 (0.24%) | 381 (0.24%) |

※各年度4月1日時点での地域包括「見える化」システムによる集計または推計値
 ※端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。
 ※第1号被保険者数:区内65歳以上高齢者(区外からの住所地特例適用者を除く)と
 住所地特例適用者を加えた品川区の被保険者の資格を有する者の数
 ※認定率(%)=(認定者数÷被保険者数)×100

■品川区第1号被保険者数、認定者数、認定率の推移と推計



VI-2. 介護サービス量の推移と見込み

各サービスの見込み量は、サービス利用実績の推移、各種調査による今後の利用希望や供給者の動向などを見込み、需要量および供給量を総合的に推計していま

す。なお、各サービスの具体的なサービス量の見込みは下表のとおりです。

■主要な居宅サービスの月平均利用者の推移と見込み

(単位:人)

| | 第八期 | | | 第九期 | | | 第十一期 | 第十四期 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) | 2026(R8) | 2030(R12) | 2040(R22) |
| 介護給付 | | | | | | | | |
| 居宅介護支援 | 5,032 | 4,964 | 4,906 | 4,873 | 4,973 | 5,081 | 5,396 | 6,126 |
| 訪問介護 | 2,327 | 2,339 | 2,287 | 2,293 | 2,290 | 2,257 | 2,349 | 2,595 |
| 訪問看護 | 1,772 | 1,852 | 1,881 | 1,867 | 1,910 | 1,955 | 2,070 | 2,361 |
| 居宅療養管理指導 | 3,752 | 3,889 | 4,017 | 3,989 | 4,081 | 4,180 | 4,424 | 5,052 |
| 通所介護・リハビリ | 2,251 | 2,265 | 2,314 | 2,323 | 2,328 | 2,304 | 2,385 | 2,645 |
| 短期入所 | 508 | 491 | 509 | 519 | 532 | 542 | 574 | 656 |
| 特定施設入居者生活介護 | 1,492 | 1,505 | 1,542 | 1,700 | 1,946 | 2,182 | 2,362 | 2,880 |
| 福祉用具貸与・販売 | 3,711 | 3,759 | 3,718 | 3,723 | 3,807 | 3,896 | 4,128 | 4,712 |
| 予防給付 | | | | | | | | |
| 介護予防支援 | 2,332 | 2,339 | 2,468 | 2,513 | 2,587 | 2,639 | 2,821 | 3,093 |
| 介護予防訪問看護 | 677 | 609 | 654 | 616 | 636 | 649 | 694 | 763 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 695 | 749 | 810 | 812 | 836 | 854 | 912 | 1,002 |
| 介護予防通所リハビリ | 120 | 142 | 158 | 175 | 181 | 185 | 197 | 216 |
| 介護予防短期入所 | 24 | 26 | 38 | 57 | 59 | 61 | 64 | 71 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 337 | 360 | 371 | 417 | 478 | 536 | 580 | 708 |
| 介護予防福祉用具貸与・販売 | 1,904 | 1,947 | 2,053 | 2,113 | 2,176 | 2,219 | 2,371 | 2,600 |

■主要な地域密着型サービスの月平均利用者の推移と見込み

(単位:人)

| | 第八期 | | | 第九期 | | | 第十一期 | 第十四期 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) | 2026(R8) | 2030(R12) | 2040(R22) |
| 介護給付 | | | | | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 29 | 31 | 33 | 33 | 34 | 35 | 36 | 42 |
| 夜間対応型訪問介護 | 69 | 65 | 52 | 49 | 51 | 52 | 54 | 63 |
| 認知症対応型通所介護 | 203 | 192 | 205 | 202 | 208 | 211 | 225 | 256 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 185 | 187 | 183 | 181 | 183 | 188 | 200 | 226 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 36 | 30 | 22 | 35 | 40 | 45 | 55 | 70 |
| 認知症高齢者グループホーム | 245 | 245 | 247 | 258 | 317 | 380 | 657 | 802 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 38 | 24 | 20 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム | 29 | 29 | 30 | 33 | 33 | 33 | 37 | 43 |
| 地域密着型通所介護 | 683 | 706 | 714 | 709 | 721 | 736 | 782 | 882 |

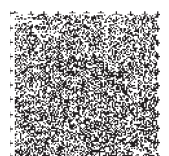
■施設サービスの月平均利用者の推移と見込み

(単位:人)

| | 第八期 | | | 第九期 | | | 第十一期 | 第十四期 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) | 2026(R8) | 2030(R12) | 2040(R22) |
| 特別養護老人ホーム | 1,175 | 1,163 | 1,177 | 1,196 | 1,208 | 1,220 | 1,407 | 1,555 |
| 介護老人保健施設 | 449 | 406 | 416 | 417 | 417 | 417 | 465 | 533 |
| 介護医療院 | 90 | 81 | 76 | 75 | 75 | 75 | 85 | 99 |

*各年度4月1日現在。

*端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。



Ⅵ. 主な介護サービス供給量の見込みと保険料

Ⅵ-3. 介護にかかる費用(介護保険給付費)の推移と見込み

介護保険給付費は、これまでの介護サービス量の実績(推移)と今後の見込みから、2024(令和6)年度以降を
下表のとおり推計しています。

■保険給付費の実績と見込み

(単位:百万円)

| 介護保険給付費 | 第八期 | | | 第九期 | | | 第十一期 | 第十四期 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
| | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) | 2026(R8) | 2030(R12) | 2040(R22) |
| 保険給付費 総額 | 23,176 | 22,982 | 23,575 | 24,354 | 25,519 | 26,576 | 29,418 | 33,872 |
| 1. 在宅サービス 計 | 13,637 | 13,861 | 14,261 | 14,752 | 15,591 | 16,323 | 17,339 | 20,100 |
| 予防給付費 | 1,087 | 1,117 | 1,226 | 1,277 | 1,368 | 1,447 | 1,552 | 1,778 |
| 介護給付費 | 12,550 | 12,744 | 13,035 | 13,475 | 14,223 | 14,876 | 15,787 | 18,322 |
| 2. 市町村特別給付 計 | 11 | 10 | 11 | 11 | 12 | 12 | 13 | 14 |
| 3. 地域密着型サービス 計 | 2,489 | 2,463 | 2,479 | 2,645 | 2,897 | 3,160 | 4,098 | 4,837 |
| 予防給付費 | 18 | 22 | 19 | 15 | 16 | 16 | 17 | 19 |
| 介護給付費 | 2,471 | 2,441 | 2,460 | 2,630 | 2,881 | 3,144 | 4,081 | 4,818 |
| 4. 施設サービス | 5,817 | 5,562 | 5,719 | 5,687 | 5,733 | 5,771 | 6,584 | 7,370 |
| 5. その他 | 1,222 | 1,086 | 1,105 | 1,259 | 1,286 | 1,310 | 1,384 | 1,551 |
| 高額介護サービス費等 | 827 | 763 | 796 | 852 | 871 | 887 | 937 | 1,050 |
| 特定入所者サービス費 | 395 | 323 | 309 | 407 | 415 | 423 | 447 | 501 |
| 地域支援事業 | 1,586 | 1,633 | 1,811 | 1,914 | 2,047 | 2,189 | 4,443 | 8,740 |
| 合計(保険給付費+地域支援事業) | 24,762 | 24,615 | 25,386 | 26,268 | 27,566 | 28,765 | 33,861 | 42,612 |

※各年度4月1日現在

※端数処理の都合上、合計と一致しないことがあります。

Ⅵ-4. 介護サービスにかかる費用の負担割合

保険給付費は、区、東京都、国の負担する公費と保険料により賄われます。第九期では保険料の負担割合は第八期と同様にそれぞれ次のとおりとなります【第1号被保険者(65歳以上)の保険料は23%、第2号被保険者

(40歳～64歳)の保険料は27%】。

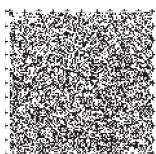
また、地域支援事業の財源は公費と保険料が充てられます。市町村特別給付は、かかる費用の全額を第1号被保険者保険料で賄います。

■居宅サービスにかかる費用負担の割合

| | | | |
|-----|------------------------|--------------------|----------------|
| 公費 | 国負担 25% (うち調整交付金5%) | 東京都負担 12.5% | 品川区負担 12.5% |
| 保険料 | 第1号被保険者の保険料 23% | 第2号被保険者の保険料 27% | |

※介護保険施設および特定施設入居者生活介護の給付については、国20%、都17.5%の割合となります。

※地域支援事業の包括的支援事業・任意事業は第2号被保険者の保険料は充てられず、国38.5%、都19.25%、区19.25%、第1号被保険者の保険料23%となります。



VI-5. 第1号被保険者の保険料基準額と品川区独自の保険料軽減措置

保険料基準額

月額 6,500 円

品川区では様々な介護給付適正化に取り組んでいますが、今後も給付の増加が見込まれています。2024(令和6)～2026(令和8)年度の3年間に見込まれる介護保険給付費の推計から、第九期における保険料基準額は、月額6,940円と推計されます。これに区の介護給付等準備基金を充当し、ご負担をいただく保険料基準額は、月

額6,500円となります。

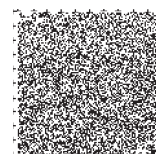
保険料段階については、能力に応じた負担となるよう、第九期は17段階とし、各段階の料率も見直して負担の公平化を図ります。また、低所得者層の負担軽減を図るため、要件を満たした方の保険料について、区独自で軽減する措置を設けています。

■第九期介護保険料について(第八期との比較)

| 第八期(R3～R5) | | | | 第九期(R6～R8) | | | |
|------------|---|---------------|---------|------------|---|---------------|---------|
| 段階 | 対象者 | 保険料率 | 月額 | 段階 | 対象者 | 保険料率 | 月額 |
| 1 | ①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者 | 0.25 ※ | 1,525円 | 1 | ①生活保護受給者、②世帯全員が区民税非課税の老齢福祉年金受給者、③中国残留邦人等生活支援給付受給者 | 0.25 ※ | 1,625円 |
| 2 | 世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入額が80万円以下の人 | 0.25 ※ | 1,525円 | 2 | 世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入額が80万円以下の人 | 0.25 ※ | 1,625円 |
| 3 | 世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入額が80万円を超え120万円以下の人 | 0.30 ※ | 1,830円 | 3 | 世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入額が80万円を超え120万円以下の人 | 0.30 ※ | 1,950円 |
| 4 | 世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入額が120万円を超える人 | 0.65 ※ | 3,965円 | 4 | 世帯全員が区民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+公的年金等の収入額が120万円を超える人 | 0.65 ※ | 4,225円 |
| 5 | 世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+公的年金等の収入額が80万円以下の人 | 0.85 | 5,185円 | 5 | 世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+公的年金等の収入額が80万円以下の人 | 0.85 | 5,525円 |
| 6 | 世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+公的年金等の収入額が80万円を超える人 | 1.00 (基準額) | 6,100円 | 6 | 世帯の誰かに区民税が課税されているが、本人は区民税非課税で、前年の合計所得+公的年金等の収入額が80万円を超える人 | 1.00 (基準額) | 6,500円 |
| 7 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額120万円未満の人 | 1.05 | 6,405円 | 7 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額120万円未満の人 | 1.10 | 7,150円 |
| 8 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額120万円以上210万円未満の人 | 1.20 | 7,320円 | 8 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額120万円以上210万円未満の人 | 1.25 | 8,125円 |
| 9 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額210万円以上320万円未満の人 | 1.40 | 8,540円 | 9 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額210万円以上320万円未満の人 | 1.45 | 9,425円 |
| 10 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額320万円以上500万円未満の人 | 1.65 | 10,065円 | 10 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額320万円以上420万円未満の人 | 1.65 | 10,725円 |
| 11 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額500万円以上800万円未満の人 | 1.95 | 11,895円 | 11 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額420万円以上520万円未満の人 | 1.80 | 11,700円 |
| 12 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額800万円以上1,200万円未満の人 | 2.15 | 13,115円 | 12 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額520万円以上620万円未満の人 | 1.90 | 12,350円 |
| 13 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額1,200万円以上2,000万円未満の人 | 2.35 | 14,335円 | 13 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額620万円以上720万円未満の人 | 2.00 | 13,000円 |
| 14 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額2,000万円以上の人 | 2.80 | 17,080円 | 14 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額720万円以上900万円未満の人 | 2.10 | 13,650円 |
| | | | | 15 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額900万円以上1,200万円未満の人 | 2.40 | 15,600円 |
| | | | | 16 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額1,200万円以上2,500万円未満の人 | 2.70 | 17,550円 |
| | | | | 17 | 区民税課税かつ前年の合計所得金額2,500万円以上の人 | 3.30 | 21,450円 |

※第1段階～第4段階については、消費増税による低所得者の保険料軽減措置として、国基準額に乗じる割合で区が設定した保険料率より減じ、実質の負担保険料率を設定しています。

※第10段階～第17段階の境界所得基準については、国の改正に準じて改正しました。(下線部)



第九期品川区介護保険事業計画
(いきいき計画21)
【概要版】

2024(令和6)年4月

発行：品川区福祉部高齢者福祉課

〒140-8715 品川区広町2-1-36

TEL 03-5742-6728(直通)

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

